

各対象施設・事業主管課長 様

大阪府福祉部子ども室子育て支援課長

「保育士試験の実施について」の一部改正について（通知）

標記について、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長から別添のとおり通知がありましたので、下記について貴所管の対象施設・事業(以下対象施設等 別紙参照)への周知等、ご協力をお願いいたします。

記

1. 保育士試験合格科目免除期間延長について

保育士試験において、合格科目は3年間免除されていましたが、平成27年4月1日からはこれに加えて、対象施設での実務経験が「1年以上かつ1,440時間以上」あれば1年間、「2年以上かつ2,880時間以上」あれば2年間、免除の期間を延長することができるようになりました。

各対象施設等が発行する証明が必要ですので、周知等ご協力をお願いいたします。

様式は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課保育士対策係からの別添事務連絡のとおりです。受験者が受験申請の際に取り寄せる「保育士試験受験の手引き」に同様の様式が同封されておりますので御了知下さい。

2. 保育士試験受験資格認定基準について

都道府県知事は、対象施設等での勤務経験による保育士試験受験資格の認定を行うこととなっておりますが、平成27年4月1日から対象施設が追加されました。各対象施設等で勤務証明書を発行していただきますので、こちらについても、周知等ご協力をお願いいたします。

大阪府福祉部子ども室子育て支援課  
認定こども園・保育グループ 馬場  
電話：06-6941-0351（代表）  
06-6944-6678（ダイヤルイン）  
FAX：06-6944-3052  
E-mail:[BabaMu@mbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:BabaMu@mbox.pref.osaka.lg.jp)